

景観教育における支援体制の構築に関する研究
—「景観まちづくり学習」協働実施校における教育計画に着目して—

A Study on Building a Support System in the Landscape Education

Attention to Plan of Education in the "Keikan Machidukuri Gakusyu" Conducted in Cooperation

○遠藤克則¹, 横内憲久², 岡田智秀³, 加藤智也⁴

*Katsunori Endo¹, Norihisa Yokouchi², Tomohide Okada³, Tomoya Kato⁴

Abstract: The purpose of this paper is to build a new support system to facilitate the education landscape. We are clearly in order to promote the education landscape. We reveal the education criteria and reviews conducted through, education plan of "Keikan Machidukuri Gakusyu".

1. 背景および目的—わが国では2004(平成16)年の景観法施行を契機に、全国の地方公共団体による景観形成への取り組みが促進される一方で、一般市街地において景観に関わる取り組み不足が指摘されている^[1]。これを受け、国土交通省では2007(平成19)年に良好な景観形成に関わる人材育成の必要性を提起し、景観教育として試験的に「景観まちづくり学習」を実施した^[2]。翌2008(平成20)年には、同省によるモデルプログラムの提示に伴い、財団法人都市文化振興財団(以下、都市文化財団)より「景観まちづくり学習助成事業(以下、景観学習)*¹」が推進された。しかし、景観まちづくりと称しながらも、校舎内を学習範囲とした実施校が挙げた要素景観は、校舎の「蛇口」や「溝渠」といった矮小化した眺めの事例が見受けられ、児童の景観に対する認識が偏ることが懸念される^[3]。

一方、行政や大学教授、まちづくり団体との協働により景観学習を実施した小学校においては、景観や都市計画の学識的な視点を取り入れ、「景観マップの発表」や「地域住民へのモニターツアー」といった地域住民を巻き込んだ学習成果を挙げているところもある^[4]。

そこで本研究では、景観教育の指導にかかる時間や指導にあたる教師自身の学習方法といった、景観教育の成果を上げるための支援体制の構築を導くことを目的とする。

2. 研究方法—本稿では景観学習を実施した全65校のうち、行政機関および地域住民との協働に特徴がみられ、分析資料が得られた「Ⅰ:牛久市立牛久小学校」「Ⅱ:牛久市立中根小学校」「Ⅲ:上越市立大町小学校」「Ⅳ:熊本市立西里小学校」の4校を対象とする。また、都市文化財団へ提出が義務付けられている「事業申請書・報告書」から教育内容および実施期間を抽出し、Table 1に示すヒアリング調査を行った。その結果を「授業計画」「評価基準」「実施意見」に分類し、小学校学習指導要領

案、総合学習関連資料をもとに考察する。

3. 結果および考察—Table 2は、景観学習の実施に使用した教科および実施前の教育内容、実施期間の設定における留意点をまとめた「授業計画」、景観学習を指導する際に教師が予習に用いた教材ならびに児童評価における観点をまとめた「評価基準」、景観学習の実施に対する小学校の回答として「実施意見」を示している。

(1) 授業計画—景観学習の実施における①使用教科および②実施期間の2点から考察する。

①使用教科—景観学習はいずれも総合学習において実施されている。これは、国土交通省による「総合学習の題材としての有効*²」という提示に基づき「総合学習における単元の一つ」として認識していると考えられる。また、図工の時間を用いて景観学習を実施しているのは「Ⅲ:大町小」の1校のみである。これより、景観学習は総合学習の単元に留まらず、図工といった芸術的な観点から景観を認識しており、教科の枠を越えた横断的な学習として景観学習を捉えていることがうかがえる。また、地域学習や社会科の補足授業として総合学習を利用していた「Ⅳ:西里小」では、地域を知ることが目的とした地域学習を「漠然としている」と考え、景観学習を実施し「まちづくりの観点」から学習することへ昇華させていることが捉えられた。

②実施期間—総合学習の授業時数(以下、時数)は小学校指導要領において小学6年の時数は上限110時間と定められている(2008年当時)。なかでも実施時数が最も多い「Ⅲ:大町小」では年間105時間のうち、50時間と約1/2の時間が景観学習に当てられている。これ

Table 1. Investigation summary

調査方法	文献調査 ^{[1]~[6]}	ヒアリング調査
調査日	2011年6月1日 ~ 2011年9月19日	2011年9月5日 ~ 2011年9月10日 2011年9月12日 ~ 2011年9月17日
調査対象	・事業申請書 ・事業報告書 ・小学校学習指導要領案 ・総合学習関連資料	Ⅰ:牛久市立牛久小学校 (2009年実施校) Ⅱ:牛久市立中根小学校 (2009年実施校) Ⅲ:上越市立大町小学校 (2009年実施校) Ⅳ:熊本市立西里小学校 (2008年実施校)
調査内容	○総合学習の教育内容(「景観学習」実施前と児童評価)の把握 ○「景観学習」の実施期間と期間調整における留意点の把握 ○「景観学習」の協働に関する小学校の見解の把握	

1: 日大理工・院・不動産 2: 日大理工・教員・建築 3: 日大理工・教員・交通 4: 日大理工・学部・建築

Table 2. Summary of hearing answers (This is the original graph by authors.)

小学校名 (実施年度) [実施学年]	(1)授業計画		(2)評価基準		(3)実施意見
	使用教科 教科の選択理由	教育内容 プログラム No. 実施期間 期間における留意点(実施/授業時数)	学習方法 児童評価		
I:牛久市立 牛久小学校 (2009年実施校) [6学年]	・総合学習 ・地域学習	①地域プランナーになろう 2009.7-2010.3(9ヶ月間) 総合学習の教育内容としたため、授業時数の半分程度を目安に計画(31/105時間)	・まちづくり事業講習会 ⁽¹⁾ へ参加 ・年久市からの提供資料(地図・模型) ・学習の様子(態度、提案内容) 作成したマップ ワークシート	□地域を巻き込み実施したことで年上への話し方や質問の仕方など、場に応じた指導を行なうことができた □地域の方々や大学生と交流を図ることで、児童の成長を机上の学習以上に道徳心の向上を促せた ▲現地調査をすることで、学習に深まり持たせることができたため事前調査が必要	
II:牛久市立 中根小学校 (2009年実施校) [6学年]	・総合学習 ・社会科の補足 授業	①地域プランナーになろう 2009.7-2010.3(9ヶ月間) 早い段階から中間発表や最終発表の時期を設定し、発表期日を目安に計画(26/105時間)	・インターネット・有識者による講義 ・年久市から配布された資料 ⁽¹⁾ ・学習指導要領(探求的な学習・課題を解決する資質や能力の育成、主体的・創造的・協同的に取り組む態度の育成等)に基づき、各学校により設定される観点	□大学教授や大学生らに協力してもらうことで、意見の集約化が容易にできた ■未来想定が困難(20年先の未来と具体的な数字を挙げて100年先のようなことを考える児童がいた) ▲景観や都市計画の有識者からの評価や講評を受けることは、景観学習を進めていく上での目的の一つだと考えている	
III:上越市立 大町小学校 (2009年実施校) [6学年]	・総合学習 ・地域学習	①地域プランナーになろう 2009.6-2010.3(9ヶ月間) 総合学習の内容を「景観学習」に変更したため年間計画の期間調整は特にせず実施(50/105時間)	・地元であるため地域に対して既知 ・有識者による講義 ・具体的な評価軸はないが他の児童の意見を参考にしているが等の取り組みの様子 提案の具体性	□積極的に大学や地域との関係性を高め、児童のまちづくりの考えを実際に討論することができた ■外部との交流は事前準備や打合せに時間がかかり、期間調整が厄介 ▲児童に自分事と考えさせることが重要	
IV:熊本市立 西里小学校 (2009年実施校) [6学年]	・総合学習 ・地域学習	①地域プランナーになろう 2008.6-2009.3(9ヶ月間) 現地調査(2回)の実施における期日調整、学校行事の準備期間との整合性に配慮(40/105時間)	・地元であるため地域に対して既知 ・興味を持たせる指導方法を模索 ・学習課題設定 ・関心意欲 ・レポート ・発表内容	□外部団体(PTA、西里校区まちづくり委員会)との打ち合わせが好意的であったため、協働実施の協力を仰いだ ■協働実施の際は活動時数の確保および保護者・地域の方との連絡調整が手間取る ▲短時間で終わらせず、学校として継続的に実施していくことが重要	

【凡例】下線:考察において引用および根拠とした回答。□:成果に関する回答。■:課題点に関する回答。▲:特徴的な回答。(1):牛久駅前再整備事業の一環として「景観学習」を実施(まちづくりに関する資料提供)。
 <項目>使用教科:「景観学習」実施に用いた教科。教育内容:「景観学習」実施以前に実施していた教育内容。学習方法:「景観学習」実施における指導担当の教師の学習方法。実施意見:「景観学習」の実施に対する意見。
 <用語>①地域プランナーになろう:自然や人々の暮らしを調べ、魅力等を紹介する作品をつくるモデルプログラムの一つ。(X/105時間):Xが実施時数であり、分母が各学校によって定められた年間授業時数。

は、景観学習の担当教師が地元出身者であり、教師自身が児童に故郷への誇りを持たせるとともに、景観形成に関わる人材育成を目的としたため、長い時間となったとのことである。また、期間における留意点では「II:中根小」や「IV:西里小」にみられる発表会等の「発表期日を目安に計画」や「期日調整、学校行事の準備期間との整合性に配慮」といった見解が得られた。これより、既存の年間計画を主軸として発表会等の開催を節目に授業計画を構築し、景観学習の実施により児童の発想力の向上や教育内容の具体化という付加価値を創出していると考えられる。

(2)評価基準—担当教師の景観に関する学習方法をみると、まちづくり事業の一環として実施した「I:牛久小」「II:中根小」では「行政から提供された資料」「講習会への参加」を通して学んでいる。また、「III:大町小」「IV:西里小」では担当教師が地元出身者であるため、「有識者との講義」を実施しているが「地域に対して既知」と考えており、景観に関する専門知識を得ることよりも児童に興味・関心を抱かせることを重要視している。ついで、児童評価では「学習の様子(態度、提案内容)」「(I:牛久小)」「提案の具体性」(III:大町小)といった学習の過程を評価する「観察による評価」に「実現性」を付加した児童評価を行う傾向にあることが捉えられた。

(3)実施意見—景観学習を協働により実施することで、「年上への話し方や質問の仕方」(I:牛久小)等の作法や「児童意見の集約の容易化」(II:中根小)といった授業効率の向上を成果として挙げている。また「III:大町小」「IV:西里小」に共通してみられた課題点は「時間調整の煩雑さ」が挙げられる。これは、学校行事等の特別活動による活動時間の制限や校外活動において悪天候の際に生じる協働者との「日程の折り合い調整」が原因と考えられる。さらに、特徴的な回答として「有識者からの評価や講評を受けることを目的の一つ」(II:中根小)

や「児童に自分事と考えさせること」(III:大町小)「学校として継続的に実施」(IV:西里小)が挙げられる。これより、有識者との協働による景観学習では学識的視点の導入や授業の効率向上に留まらず、評価や講評を受けることを目的の一つとし、児童に自発性を持たせた継続的な実施をしていく動向がうかがえる。

4. まとめ—以上より、いずれも総合学習の単元のみで景観学習を実施している学校であったが、図工といった芸術的観点から景観学習を横断的な学習と捉えているところもあった。また、景観学習に携わる教員の出身地によって授業時数に差異が生じることがわかった。さらに、景観に関する学習方法では専門知識を得ることよりも児童に興味・関心を抱かせることを重要視していることから「カウンセリングマインド^{※3}」の視点に依拠した教育姿勢を捉えた。この点については、児童意見に対して共感的理解を持つことは必要であるが、全ての意見を肯定的に受け入れてしまうことに関しては景観に対する恣意的な認識の助長になると考えられる。そして、「時間調整の煩雑さ」といった課題についても「地域に対して既知」とした学校において挙げられていることから地域の景観資源の認知のみならず、景観やまちづくりに関する知識が必要であると考えられる。

したがって、景観教育には「①教育内容の明示」、副教材や学習プログラム等の「②学習環境の整備」、景観学習の担い手を養成するための教育体制の整備といった「③人材育成」の3点を担保し、継続的に支えるための枠組みとして「④支援体制の構築」が求められよう。

5. 補注・参考文献
 ※1 本稿における「景観まちづくり学習」とは、国土交通省より提示された11つのプログラムに沿って行われる景観教育であり、2008(平成20)年から財団法人都市文化振興財団より実施された「景観まちづくり学習助成事業(助成金10万円/校)」とする。
 ※2 国土交通省より2007年に発行された「景観まちづくり教育・学習の推進に向けて」において「具体的な授業の時間については、総合的な学習の時間を活用することが有効である」と記載。
 ※3 「カウンセリングマインド」とは生徒の行動や態度、考えを肯定的に受け入れ(受容的な態度)、生徒の感情や感動のものを生徒と共有していくこと(共感的理解)を重視する生徒指導のための教師の態度である。
 [1] 社団法人日本建築学会:「生活景-身近な景観価値の発見とまちづくり」, p15, p22, p25, pp. 28-29, 2009
 [2] 国土交通省:「景観まちづくり教育」, http://www.mlit.go.jp/
 [3] 遠藤利剛, 植内憲久, 岡田智秀, 佐藤育美, 永井浩貴:「景観まちづくりにおける景観教育のあり方に関する研究-初等・中等教育における「景観まちづくり学習」に着目して-」, 日本大学理工学部学術講演会, 2010
 [4] 永井浩貴, 植内憲久, 岡田智秀, 佐藤育美:「景観まちづくりにおける景観教育のあり方に関する研究-その1「景観まちづくり学習」における活動内容-」, 日本大学理工学部卒業論文, 2011
 [5] 文部科学省:「小学校学習指導要領(2002, 2008)」, http://search.mext.go.jp/
 [6] アイオーエム:「教職研修 改訂 特別活動の研究」, pp. 10-27, pp. 33-39, 2002